

○地域改善対策協議会意見具申（一部抜粋）【1996年（平成8年）5月17日】

1 同和問題に関する基本認識

…（略）…（大戦や地域紛争が続いた20世紀を経験した）人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。…（略）…世界平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まつてからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは、足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。1965（昭和40）年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもつた現実の課題である。…（略）…

2 同和問題解決への取り組みの経緯と現状

（1）これまでの経緯

（2）現状と課題 ①現状…（略）…

②これまでの成果と今後の主要な課題

（1993年（平成5年）同和地区実態把握等調査の結果からみて）これまでの対策は生活環境を初めとする物的な基礎整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善された。しかし、高等学校や大学への進学率に見られるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面での問題など、格差がなお存在している分野が見られる。差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況も見られ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとはいえない。さらに、適正化対策も不十分な状況である。同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

（1）これまでの対策の意義と評価

（2）今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の背景には様々な要因があり、短

期間で集中的に格差を解消することは困難と見られ、ある程度の時間をかけて粘り強く格差解消に努めるべきである。(略) 同対審答申は、「部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にもまして、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な取り組みが求められる。

4 今後の施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

… (略) …同和問題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別意識も解消されていくものと考えられる。今後、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その上で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである。同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題をわが国人権問題における重要な柱と捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体において、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等により差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育、(中略) 各種の啓発事業については、人種教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。… (略) …教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人種教育・啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更なる創意工夫を凝らし、家庭、地域、社会、学校などの日常生活の中で実践的に人権意識を培っていくことが必要。(略)

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応等の充実強化

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

(4) 今後の施策の適正な推進

(5) その他